

# 会則

- 第一条 (名 称)  
本会は「生涯現役ときわ会健康麻雀会」と称し、通称「ときわ会健康麻雀会」とする。
- 第二条 (事務所)  
当会の事務所は、会長宅に置く。
- 第三条 (組織・目的)  
当会は健康麻雀(①煙草を吸わない、②酒を飲まない、③金銭を賭けない、④17時以降はプレーしないを旨とする)愛好者をもって組織し、会員の親睦、技術の向上、健康の維持増進を図ることを目的とする。
- 第四条 (活 動)  
第三条の目的を達成するために、原則として当会を毎月第1/3土曜日及び第2/4火曜日に開催するものとする(但し、上記開催日が祭日と重なった場合は実施しない)。また、会場には、「連絡箱」を設置し、本会の役員(世話役)が欠席した場合も各メンバーによる自主的活動が出来るようにする(世話役不在時の各卓の構成メンバーは、数牌・字牌のつかみ取りで決定する…同種牌採取者同士を同卓とする)。  
「連絡箱」…①得点成績表(活動日、参加者、記載者を明記)の保管、② 活動予定日記載及び参加予定者名記入のノート保管、③その他 に利用する。
- 第五条 (役 員)  
当会運営のため下記の役員を置く。  
会長 … 1名 副会長兼テクニカルアドバイザー(TA) … 1名  
会計兼麻雀成績記録 … 1名 会計査監 … 1名
- 第六条 (役員を選出、任期)  
役員は、総会で会員の中から選出する。任期は2年とし、再任を妨げない。補充により就任した役員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 第七条 (役員の仕事)  
会長は、当会を代表し会務を統括し、会議の議長を務める。副会長兼TAは会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代行すると共に会員に対し麻雀競技マナー・ルール等について助言・指導を行う。会計兼麻雀成績記録は、当会の会計を担当すると共に麻雀開催日毎の各会員の麻雀得点を記録し、各種イベント開催等のための資料を提供する。 会計監査は、当会の会計を監査する。
- 第八条 (会 員)  
会員の加入は会長の承認を要する。会員は、生涯現役ときわ会に所属している者とする。会員の退会は本人の申し出によるものとする。但し、既納の会費は返却しない。また、脱会者は会員期間に保有していた全ての権利を失うものとする。
- 第九条 (総 会)  
総会は会長が招集し、会員の過半数の出席をもって成立する。総会にて活動計画、予算、決算、役員選出、会則の改正、など重要な事項を審議し、議決は出席会員の過半数をもって決定する。可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 第十条 (会 費)  
会員は当会運営のため会費(年額2,000円)を納入するものとし、毎回のプレー費及び特別行事経費等については、参加者が実費を負担する。
- 第十一条 (会計年度)  
当会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わるものとする。
- 第十二条 (附 則)  
この会則は2010(平成22)年1月1日に遡って適用する。

2010年12月18日現在